

第 6 章 学校事例

第6章 学校事例

I 北海道札幌盲学校における教育課程の

見直しと整備について

1. はじめに

本校では新学習指導要領の改訂の時期に沿いながら、教育課程の見直しと整備に取り組み、平成14年4月に改定された教育課程に基づき新たな教育活動を展開している。

新学習指導要領の改訂の基本方針では、「生きる力」を培うことを基本的なねらいとして4つの基本方針が挙げられている。また「指導内容の厳選、時数の削減、総合的な学習の時間の導入」は、効果的に教育を進める上で「目指すものが何であるか」「どのように進める必要があるのか」など、実際の指導の基本となる「指導上の視点をさらに明確にすること」が求められている。こうしたことから、新教育課程の編成にあたっては、一人一人の幼児児童生徒のニーズに即した指導や、評価の重要性、社会的に期待される盲学校のあり方など、多くの整理すべき課題がある。

本稿は、本校教育課程の見直しと整備の背景及びその特色について報告したものである。

2. 教育課程の見直しと整備の背景

これからの学校教育は、「幼児児童生徒をどのようにとらえ、具体的に何を目標とし、どのように指導した結果、どのように変容したか」が、より一層明らかになる教育を目指すことが求められている。そのために学校は保護者や幼児児童生徒に対し、「何を約束し、実現していくのか」を事前に明らかにし、実践していくことが必要である。さらに、教育活動は学校内だけでなく、地域社会に対してもその成果が理解・評価されるものとなっていかなければならない。

こうした学校教育に求められている諸課題を学校・指導者・幼児児童生徒・保護者のそれぞれの課題や願いとして、次のように押さえた。

1) 学校の課題

- (1)教育課程の編成・実施、完全学校週5日制対策
 - ・学力及び発達を保証する教育課程の編成・実施
 - ・評価のあり方の工夫及びそれを生かした教育課程の改善・充実

- ・居住地域との連携及び居住地（学校）交流の推進と居住地での活動の具体化

(2)開かれた学校づくり

- ・地域の視覚障害のセンター的役割の推進
- ・地域との連携交流（幼稚園・小学校・中学校・ボランティア等）

(3)保護者への教育活動の理解の推進

(4)専門性の向上

- ・授業の改善を図る研修の推進
- ・学校内における専門性の向上を図る研修の推進

(5)各種情報の計画的な管理および活用

2) 幼児児童生徒の課題

(1)幼児教育部

- ・歩く力や運動動作の力を高めること
- ・「触わる・見る・聴く」の環境認知をより活発に行うこと
- ・言語や動作、造形などの表現力を高めること

(2)小学部

- ・進んで課題に取り組むための力や態度を育てること
- ・視覚情報の不足を補い、場の環境に適応できる力や社会性を高めること
- ・自己表現力を高めること
- ・基礎学力の向上(読み書きの速さや数概念の形成など)

(3)中学部

- ・視覚情報の不足を補い、社会参加に向けた判断力や行動力などの社会性を高めること
- ・自己表現力を高めること
- ・将来の目標を目指すことのできる基礎学力の向上
- ・社会自立に必要な身辺処理能力を高めること

(4)重複学級

- ・基礎的な身辺処理能力を高めること
- ・人とのかかわりを広げること
- ・自己表現力を高めること

3) 保護者の願い

将来の進路や自立に向けた見通しが持てるために、

(1)生活

- ・幼児児童生徒の実態にあったコミュニケーション能力など、豊かな自己表現力を身につけること
- ・幼児児童生徒の実態にあった基本的な生活習慣や身辺処理能力を高めること
- ・心をいやす音楽など、将来の心豊かな生活を重視すること

(2)学習

- ・幼児児童生徒の実態に応じ、可能な限り、理解力や基礎学力を身につけること
 - ・情報化社会に対応した情報機器の活用ができること
- (3)視覚障害への対応
- ・見たり、触わったりし、物や様子がわかること
 - ・レンズ、白杖、点字の使用等ができること
 - ・一人で歩けるようになること
- (4)その他
- ・学校と家庭がともに協力し合った指導ができること

3. 教育課程編成の特色

教育課程の編成にあたっては、学校・保護者・地域の役割を明確にした上で、構造的に5つの特色を持たせる方針を立てて編成作業を進めた。

1) 学校・保護者・地域の役割

- ア 学校は、学校教育でしかできないもの、または学校で行うことによって、より教育効果を上げられる内容を厳選し指導する。
- イ 家庭で行うべき(学校ではできない)内容は家庭で行う。
- ウ 家庭でも学校でも行える内容は、学校と家庭が協力して行う。
- エ 学校でも、家庭でも行うことができない、または地域と関連させて行うことが望ましい内容は、地域等の協力を得て行う。

2) 構造的な特色

- ア 学校教育の指針となる情報の集大成として、学校教育目標から必要な教育情報までを網羅した内容で編成する。
- イ 教育課程編成の重点を早期教育、生徒指導、障害の重度重複化・多様化、個別指導計画、総合的な学習の時間、自立活動、進路指導、生きる力の育成とし、その中で学校として目指す教育の方向性を示す。
- ウ 教育課程の枠組みの中では、教育内容を幼稚部と、小・中学部(5つの類型)に分け、全体として6つの指導内容の基本的な分類を行う。
- エ 各教科・領域の指導において、基本方針・目標を明確化し、学校教育全体における各教科・領域の担う役割を明らかにする。また、視覚障害にかかわる留意事項を具体的に記述し、実際の指導に反映されるようにする。
- オ 全体の構成を「本編」と「資料編」の2編とする。

4. 教育課程編成の実際

これまで述べてきた見直しと整備の背景及び内容・構造的な特色に基づき、教育課程の編成を進めてきた。以下は、その取り組みの中から、特徴的な部分を抜き出したものである。

1) 学校教育目標の見直し

学校教育目標は子どもたちが見てわかるもの、保護者や指導者がともに把握・共感しあえるものでなければならぬ。本校では、学校教育目標の見直しをトップダウンではなく、幼児児童生徒の課題、各領域・教科の指導の重点、教育課程編成の重点、保護者の願いを基盤として行った。

【学校教育目標】 学ぶ心と生きる力を育て、一人一人の社会参加・自立をめざして

希望をもって学ぶ人……希望をもたせ、それに向かって努力する姿勢や、やり遂げた満足感や達成感を味わわせながら、学ぶ意欲や態度を育てます。

心をつないで歩む人……明るく素直な気持ちや思いやりの心を育てながら、いろいろな人とのかかわりを通して、自ら社会とのつながりを広げる表現力を高めます。

汗をながして進む人……継続して努力する強さや、歩く・走ることなど汗をかくことが心地よいと感じられるようにさせながら、進んで体を動かしたり、積極的に物事に取り組んだりする気力や体力を育てます。

2) 類型の見直し

小・中学部の系統性を図り、特色ある教育活動を展開して自立して社会参加するための「生きる力」を育成する教育を進めるために、小・中学校学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領にしたがい教育課程の類型化を行った。(表1)

3) 小・中学部の各類型の教育課程

各類型の各教科・領域については、小中学校学習指導要領に示されている各学年の各教科の目標と盲・聾・養護学校の小学部・中学部学習指導要領の盲学校編等の内容を踏まえ、基本方針及び目標を設定した上で指導内容表(表2-1, 2-2)を作成した。

(1) I・II類型の各教科の実際(ここでは小・中学部の国語を例示する。学年別の目標については省略。)

【国語科】

〈基本方針〉

- 児童生徒の見えの実態により、概念形成や獲得語彙数、表現力等の面で大きな個人差が見られる。一人一人の実態に留意し、
- 操作的な活動や体験的な学習によって経験の拡充を図りながら、具体的な事物・事象と言葉とを結びつけて、言葉の正しい理解を促し、正しく活用できる能力を養う。
 - 聴覚、触覚、筋感覚及び保有する視覚を十分に活用する態度を養い、児童生徒の概念の枠組みを広げるとともに、豊かな表現力を育てる。

〈目標〉

- 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝えあう力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる（小学部）。
- 国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝えあう力を高めるとともに、思考力や想像力を養い、言語感覚を豊かにし、国語に対する認識を深め国語を尊重する態度を育てる（中学部）。

表1 教育課程の類型

類 型	準ずる教育	重複障害者等に関する特例による教育			重複障害者の特例による教育
		下学年代替による教育	知的障害者を教育する養護学校教育を一部取り入れた教育	領域・教科を合わせた指導内容	
当該学年の指導内容	下学年内容及びそれらを厳選した指導内容	教科別指導及び一部領域教科を合わせた指導内容	領域・教科を合わせた指導内容	自立活動を主とした指導内容	
I	II	III	IV	V	
『盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領』における「盲学校での配慮事項」を踏まえて					
教育課程	小・中学校の学習指導要領に示されている当該学年の各教科・領域の目標・内容に準じた指導内容で編成する。	小・中学校の学習指導要領に準じた下学年(2～3個学年程度)の内容を中心に、各教科のもっとも基礎・基本の定着に重点をおいた指導内容で編成する。	特殊教育養護学校学習指導要領-知的障害教育編の内容を一部適用する。教科別指導及び領域教科を合わせた指導内容を取り入れて、編成する。	特殊教育養護学校学習指導要領-知的障害教育編の内容を適用し、各教科・領域、特別活動、自立活動の目標や指導内容の全部または一部を合わせた指導内容と総合的な学習の時間で編成する。	学習が著しく困難なため、各教科、総合的な学習の時間、道徳若しくは特別活動の一部を替えて自立活動を主とした指導内容で編成する。
対象児童生徒	視覚障害以外には特に学習に支障がなく、段階的・系統的な教科学習の積み重ねができ自立に向けた社会生活能力の習得をめざす児童生徒	視覚障害以外に学習上の遅れがかなり見られるが、内容によっては段階的・系統的な積み重ねができ、自立に向けた基本的な社会生活能力の習得をめざす児童生徒	学習・生活・行動面など全般的に発達の遅れが見られるため、教科指導を取り入れながら、具体的な体験活動・生活活動を通して実生活に即した知識・技能・態度・習慣などの学習により、基本的な社会生活能力の習得をめざす児童生徒	一部の教科学習が可能なまたは、知的発達の遅れから教科学習が著しく困難なため、障害の状態に即した内容で、興味・関心の拡大を図り、可能性を最大限に伸ばすことができるような指導により、個々に適した社会参加ができるよう、日常生活における基礎・基本の定着をめざす児童生徒	視覚障害、知的障害に加え、肢体不自由、情緒障害等の多様な障害を併せ有しているために、発達の側面に不均衡が大きいことから、心身の調适的発達の基盤を培うことをめざす児童生徒

表2-1 小学部 国語 指導内容表 (○は盲, ●は弱視に留意した事項)

[1] 「話すこと・聞くこと」の内容

項目	学年と内容
ア 話すことに関する事項	<p>全学年 ・主体的に話す態度を育てること。</p> <p>1 2年 ・知らせたい事を選び、事柄の順序を考えながら、相手にわかるように話すこと。</p> <p>3 4年 ・伝えたい事を選び、自分の考えがわかるように筋道を立てて、相手や目的に応じた適切な言葉遣いで話すこと。</p> <p>5 6年 ・考えたことや自分の意図が分かるように話の組立を工夫しながら、目的や場に応じた適切な言葉遣いで話すこと。</p> <hr/> <p>○ 聞き手との距離や方向を考えて、顔や体の向き、声の大きさに気をつけて話すこと。</p> <p>○ 聞き手に話し手の意図がより伝わるよう、抑揚や身ぶりを工夫して話すこと。</p>
イ 聞くことに関する事項	<p>全学年 ・主体的に聞く態度を育てること。</p> <p>1 2年 ・大事なことを落とさないようにしながら、興味をもって聞くこと。</p> <p>3 4年 ・話の中心に気をつけて聞き、自分の感想をまとめること。</p> <p>5 6年 ・話し手の意図を考えながら話の内容を聞くこと。</p> <hr/> <p>○ 話し手の方向を考えて、顔や体の向きに気をつけて聞くこと。</p> <p>○●話し手の表情や動作、声の表情、感情の変化やようすを読みとりながら聞くこと。</p>
ウ 話し合うことに関する事項	<p>全学年 ・積極的に話し合いに参加する態度を養うこと。</p> <p>1 2年 ・身近な事柄について、話題に沿って話し合うこと。</p> <p>3 4年 ・お互いの考えの相違点や共通点を考えながら、進んで話し合うこと。</p> <p>5 6年 ・自分の立場や意図をはっきりさせながら、計画的に話し合うこと。</p> <hr/> <p>○ 話し合いの場で、伝えたい相手の方向や距離を意識すること。</p> <p>○●意見を言うときに自分の名前を名乗ったり、意見表明したい人を指名したりする習慣をつけること。</p> <p>○●項目ア及びイの留意事項に同じ。</p>

(以下省略)

表2-2 中学部 国語 指導内容表 (○は盲, ●は弱視に留意した事項)

項目	学年と内容	
	第1学年	第2学年及び第3学年
発想や認識		ア 広い範囲から話題を求め, 話したり聞いたりして, 自分のものの見方や考え方を広めたり, 深めたりすること。
考えや意図	ア 自分の考えや気持ちを相手に理解してもらえるように話したり, 話し手の意図を考えながら話の内容を聞き取ったりすること。	
話題	イ 自分の考えや気持ちを的確に話すためにふさわしい話題を選び出すこと。	
構成や論理	ウ 全体と部分, 事実と意見との関係に注意して, 話したり聞き取ったりすること。	イ 話の中心の部分と付加的な部分, 事実と意見との関係に注意し, 話の論理的な構成や展開を考えて, 話したり聞き取ったりすること。
語句や文		ウ 話の内容や意図に応じた適切な語句の選択, 文の効果的な使い方など, 説得力のある表現の仕方に注意して, 話したり聞き取ったりすること。
話し合い	エ 話し合いの話題や方向性をとらえて的確に話したり, それぞれの発言を注意して聞いたりして, 自分の考えをまとめること。	エ 相手の立場や考えを尊重し, 話し合いが目的に沿って効果的に展開するように話したり聞き分けたりして, 自分の考えを深めること。
留意事項	○聞き手との距離や方向を考えて, 姿勢, 声の大きさに気をつけて話すこと。 ○話し手の方向を考えて, 顔や体の向きに気をつけて聞くこと。 ○話し合いの場で, 伝えたい相手の方向や距離を意識すること。 ○●意見を言うときに自分の名前を名乗ったり, 意見表明したい人を指名したりする習慣を身につけること。 ○●円滑に話し合いを進めるため, アイコンタクトや相づち, うなずき等に対する理解を深め意識すること。	

(以下省略)

(2)Ⅲ類型の各教科の実際

Ⅲ類型は児童生徒の実態から, 基礎基本の習得をベースに置いた教育課程の編成を行っている。基礎基本は「他へ応用でき得る内容」であり, 習得過程で「繰り返し練習すること」によって身につけることができる内容である。

ア 基礎基本の内容

- a. 学校生活における基礎基本
- ・具体的な活動に対する場所的・時間的な見通しが持てる。
 - ・身近な人とのコミュニケーションがとれる。
 - ・自分の役割が理解できる。

- ・身のまわりのことが自分でできる。
- b. 学び方の基礎基本
 - ・できたことと、できなかったことを区別し、整理することができる。
 - ・わからないことを質問したり、身近なもので調べたりすることができる。
 - ・繰り返し取り組むことができる。
- c. 学ぶ内容の基礎基本
 - ・日常生活の中で使う「読むこと・書くこと・聞くこと」ができる。
 - ・日常生活の中で使う「数・量・図形的な処理」ができる。
 - ・日常生活の具体的な場面に適応するために必要な知識と技能を身につけることができる。
 - ①違いを見つける力
 - ②共通点を見つける力
 - ③結びつける力
 - ④まとめる(たばねる)力
 - ⑤表わす(伝える)力

イ 学習内容について

基礎基本の内容からⅢ類型の学習内容を次の観点で考えることとした。

- ・イメージしにくい抽象的な要素が少なく、より具体的な内容を基に学習し、思考できる。
- ・身近な事象を題材として取り組み、日常生活と関連させて考えることができる。
- ・将来の社会自立を考え、日常生活に必要な基本的な思考方法や技能が習得できる。

これらの内容は、目安として小学部4年生程度までの学習を身につけることで、将来予想される場面での実践的な力へと発展させることができると考えた。

ウ 学習の段階について

児童の実態を判断し、Ⅲ類型に位置づけて学習を始めるのは、およそ小学部3・4年生段階と押さえた。小学部3年生からは、理科や社会科に替えて生活の学習が始まる。およそその児童生徒は、この小学部3年生から在学する中学部3年生までの7年間でⅢ類型としての学習期間となる。また、学習内容の習得は児童生徒によって量的な違いが大きいことも特徴としてあげられるため、Ⅲ類型の指導は学年による内容ではなく、「発達による7ステップ(7年間)の段階」で考える必要がある(ここでは国語を例示する)。(表3)

4) 進路指導

進路指導については、これまで蓄積された卒業生のデータや視覚障害者を取り巻く社会的情勢を分析しながら、一般企業・三療分野・事業所・作業所・社会福祉施設等で求められる最低限度必要な力を検討した上で、幼稚部から中学部までの各時期で行う進路指導の目的と主な内容をまとめた(表4)。

5) 教育課程の評価

教育課程の評価は、その目的を3段階で示し(表5)、「編成過程にかかわる評価」と「内容にかかわる評価」に大別した。「編成過程にかかわる評価」は、編成の方針や手順及び組織についてであり、「内容にかかわる評価」は、学校の教育目標、指導内容の組織化・計画化、指導時数の配当などについてである。評価の基本的な内容は、表6に示したようなものである。

表3 Ⅲ類型指導要素表(国語「話すこと」の指導要素のみ抽出)

ねらい	○自分の考えや、身近な生活経験の内容を進んで話すとともに、豊かに表現する能力を身につけさせる。
	○コミュニケーションを活発にするとともに、語いを増やし、表現力を高める。
ステップ	1 ○具体的な事柄をたずねられて、それに答えることができる。
	2 ○できごとや経験したことを話すことができる。
	3 ○相手に応じて、できごとや経験したことを工夫して話すことができる。
	4 ○調べたことの内容を順序立てて話すことができる。
	5 ○調べたことの内容を中心となる内容を整理し、話すことができる。
	6 ○目的に応じて、自分の考えを整理し、順序立てて話すことができる。
	7 ○調べたことや自分の考えなどを、相手や目的に応じて工夫して話すことができる。

表4 幼稚園から中学部までの各時期で行う進路指導の目的と主な内容

時 期	保護者対象	幼児児童生徒対象	児童生徒保護者両者対象
幼稚園	自分の子どもの障害について理解し、見え方などを知る	この時期は、幼児対象は特になく、教育相談により保護者が子どもの発達をとらえる時期と考える。	
小学部低学年	子どもの発達状況と適切な学習内容の理解	社会の仕組みに関心を持つ	また、子どもと保護者両者が、実態に応じて地域の行事や様々な社会活動に参加し、経験を広げていくことが必要である。
小学部高学年	<ul style="list-style-type: none"> 各類型における進路状況の理解 関心のある進路先への見学, 相談 	<ul style="list-style-type: none"> 社会の仕組みを知り, 働くことの意味を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 学担を中心に児童・保護者との三者懇談を行い, 児童への意識化を図る
中学部	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所への相談 進路希望先への教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> 将来の進路について考える 自分の学力について理解する 先輩の進路先について考える 進路先について調べる 体験入学 進路を決定する 自己実現への心構えを持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 希望施設などでの長期休暇などを利用した体験入所

表5 教育課程の評価の目的(3段階)

第1段階	○編成した教育課程の実施状況の把握及び改善の必要な事項を明らかにし, より適切な教育課程の編成を目指すこと。
第2段階	○教育課程再編の視点を持って, 今後実施する上で問題となることが予想される事項を明らかにし, 現状において最善と考えられる改善を行ない, より適切な教育課程の編成を目指すこと。
第3段階	○教育課程再編に向けての資料とするため, 再編の指針の視点を持ち, 総合的な評価を目指すこと。

表6 教育課程の評価の基本的な内容

	観 点	項 目	実施時期	
編成過程にかかわる評価	編成方針・手順・組織	基本方針	学校評価と同時期に行う。	
		組織・日程		
		編成上の実態把握		
学校の教育目標	教育課題の反映			
	重点教育目標の設定			
	重点教育目標の具現化			
	類型の目標の評価			
	教育課程の理解の徹底			
内容にかかわる評価	指導内容の選択と組織	学習の実態把握		各学期に行い、年度末にまとめを行う。
		道徳教育		年度末のまとめの時期に行う。
		自立活動に関する指導	各学期に行い、年度末にまとめを行う。	
		重複障害児の指導	各行事の終了後及び学校評価と同時期に行う。	
		特別活動の指導	各学部の反省時期に行う。	
		総合的な学習の時間の指導	学校評価と同時期に行う。	
		目標に即した指導体制の工夫	年度末に行う。	
授業時数の工夫	年間総授業時数	各学期末及び年度末に行う。		
	各領域や教科の授業時数	年度末に行う。		
	総合的な学習の時間の授業時数	各学期末及び年度末に行う。		

5. 現状と課題

①平成14年度からスタートした新教育課程ではあるが、実際にそれを運用する指導者集団が教育課程の特色や内容をしっかりと理解し、把握した上で教育課程を運用しなければならない。そのためにも、学部・分掌段階などの校内研修が必要である。

②新教育課程は、幼児児童生徒・保護者・指導者・地域社会を包括した視点から編成を行ったことから、

特にその内容を保護者や地域社会が理解し、評価してもらえるような取り組みが必要である。

③教育課程を実際に運用する指導者は、重度重複化し多様化する子どもたちの実態や保護者の願い、障害者を取り巻く社会状況を絶えず把握するとともに、教育課程の評価を的確に行い、絶えず改訂の視点を忘れず、日々の指導の積み重ねを行っていく必要がある。

(北海道札幌盲学校・出井 博之)